読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第十一条第三項第十五号イ	利用者の	利用者又は顧客の
	事務所	事務所又は営業所
第十一条第三項第十六号イ	利用者	利用者又は顧客
（略）	（略）	（略）
第十一条第三項第三十七号イ	（略）	（略）
	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第十一条第三項第十五号イ及び第十六号	利用者	利用者又は顧客
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
第十一条第三項第三十七号イ	（略）	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十条第六項
	農業協同組合法第十一条の十九第二項、水産業協同組合法第十一条の三第四項	
（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

別紙様式第五号中「第11条第３項第13号イ(1)」を「第11条第３項第15号イ」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月三十一日

総務大臣　金子　恭之

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定） **第二十二条の二の十四**　総務大臣は、法第二十七条の三第一項の規定による電気通信事業者の指定及びその解除を行うときは、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。	（禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定） **第二十二条の二の十四**　［同上］

2　法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約（以下この項において「旧契約」という。）の一部の変更（次に掲げるものに限る。）又は更新（当該指定の前日における当該旧契約の提供条件（第二号の規定による変更後のものを含む。）において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。

一　当該指定の前日における当該旧契約の提供条件（次号の規定による変更後のものを含む。）において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行う変更

2　法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更（当該指定の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（当該指定の前日における当該契約の提供条件（次号の規定による変更後のものを含む。）において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。

［新設］